

第1部 「障害と開発」と政策 - 第4章 障害者の 権利条約における障害と開発・国際協力

著者	長瀬 修
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	567
雑誌名	障害と開発 - 途上国の障害当事者と社会 -
ページ	97-138
発行年	2008
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011712

第4章

障害者の権利条約における障害と開発・国際協力

長瀬 修

「障害者の条約は国際障害者年からの取り組みの論理的な着地点である」

ベンクト・リンクビスト⁽¹⁾

「ミレニアム開発目標の達成は、障害者のインクルージョン抜きに成功は望めない」

ジェームズ・D・ウォルフエンソン⁽²⁾

はじめに

2001年の国連総会決議（56/168）にもとづいて開始された障害者の権利条約の策定過程は、2006年12月13日、国連総会決議（61/106）による障害者の権利条約とその選択議定書の採択となって実った。本研究は、同条約の交渉過程において、条約を開発とリンクさせようという力と、開発から切り離そうという力がどのように拮抗したのか、そのポリティクスを明らかにしようとする試みである。

1980年代後半から待望されてきたこの条約が、世界の障害者、とりわけ途上国の障害者にとって「違いを生み出す」かは、障害分野での開発がこの条約によってどれだけ促進されるかにかかっている。その意味で、同条約の開発そして国際協力に関する条文は、世界の多数派である途上国の障害者に

とって同条約が意味あるものとなるかどうかに影響を与える。本研究は、障害分野での最も大規模な国際的交渉を含んだ、障害者の権利条約の策定過程において、開発と国際協力がどのようなディスコースにおかれたかを検討することで、今後の同条約の実施過程に向けても参考となるよう考察する。

この分野の研究については、川島 [2002], 長瀬 [2004] が一部、取り上げているほか、川島 [2005] が国際人権保障の文脈における、障害分野の国際協力の主流化アプローチならびに焦点化アプローチと交渉中の同条約について論じているが、採択間もないこの条約と開発・国際協力に関する主要な先行研究ははまだ存在していない。

第 1 節 障害者の権利条約に向けての歴史的背景

障害問題は国連において、1969年の社会進歩・開発宣言において障害者の福祉と権利について言及されているように、社会開発の問題という位置づけがなされてきた。それが徐々に人権の問題であるという認識に移行してきたが、その過程では、「完全参加と平等」を掲げた1981年の国際障害者年の役割は非常に大きかった。

国際障害者年の成功を受けて、国連総会は「障害者に関する世界行動計画」(総会決議37/52)を1982年に採択し、その実施のために、1983年からの10年を国連障害者の十年と宣言した。世界行動計画の前文には「新国際経済秩序」への言及があり、すでに南北格差と障害の関係に注意が払われていたという意味で、開発の観点から注目される⁽³⁾。

1987年8月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連障害者の十年中間年専門家会議において、障害差別撤廃条約の提案がなされた⁽⁴⁾。それを受けて同年秋の国連総会で初めて、障害分野の人権条約が提案されて以来、障害者に対する差別をなくし、障害者の権利を保障する国際条約の策定は、いつかは実現されなければならない課題として意識され続けてきた。

1987年のイタリア，そして1989年のスウェーデン，それぞれの条約策定提案は実現しなかった。国連の財源難を理由とする加盟国もあれば，障害者問題はあくまで国内の社会福祉政策の課題に過ぎないとする加盟国もあった。最大の理由としては，人権問題としての障害者問題の重要性の認識が国際的に浸透していなかったことがあげられる。障害NGO側の取り組みも弱かった。

1989年の条約提案は，条約ではなくガイドラインである1993年の「障害者の機会均等化に関する基準規則」(総会決議48/96)として結実し，社会の障壁を除去し，障害者の権利を保障する取り組みは歩みを進めることとなった。この機会均等基準は条約以前の国連の障害に関する最重要文書であるが，その規則21で技術・経済協力を，規則22で国際協力をそれぞれ規定している(本章末の資料1参照)。とりわけ規則21では，途上国の障害者の生活改善のために先進国と途上国両方の政府が協力する責任を明記している。

1993年以降，国際社会は機会均等基準の実施を促進したが，とりわけ1990年代末から，あくまでガイドラインである機会均等基準ではなく，法的拘束力があり，一層強力な障害者の権利条約が必要であるという声が強まってきた。機会均等基準の実施の過程のなかで連帯を強めてきた国際的障害組織からの条約を求める意思の表明は，2000年3月に北京で開催された世界障害者NGOサミットでの「新世紀における障害者の権利に関する北京宣言」(2000年3月12日)⁵⁾で最高潮を迎える。中国障害者連合会が主催した同サミットに集った国際的障害組織は，同宣言で障害者の権利条約の制定を求めた⁶⁾。

なお，国際障害者年に向かう1970年代後半から，徐々に障害問題の焦点は，障害者個人ではなく，障害者を取り巻く社会，環境の不備に移ってきた。その背景には，障害者が経験する困難を生成しているのは社会的障壁であるという障害学(ディスアビリティ・スタディーズ)の社会モデルが存在している⁷⁾。

第2節 条約と開発・国際協力

1. 開発という文脈での条約提案

北京宣言の翌年の2001年11月10日にメキシコのヴィセンテ・フォックス大統領（当時）は国連総会での一般演説（A/56/PV.44）を行い、同国政府の障害者の権利条約提案に対する加盟国の支持を求めた。この演説は障害者の権利条約提案の起点であり、ここでその内容を紹介し、障害者の権利条約提案の文脈を明らかにしたい⁸⁾。

2001年の国連総会は同年9月11日の同時多発テロを受けて、反国際的テロリズム色が濃厚な環境で開催された。この緊急事態のために、通常は9月の総会冒頭で行われる一般演説は、11月中旬になってようやく行われた。一般演説は各国の首脳が行うことが多く、2001年は総会議長、事務総長のあとで、4番目の発言者として米国のジョージ・ブッシュ大統領が発言し、フォックス大統領は7番目の発言者である。ちなみに、翌11月11日には、日本政府は、宮澤喜一元総理が代表し「テロの根絶に向けた総合的なアプローチの展開」と題する一般演説を行っている⁹⁾。

フォックス大統領は国民行動党（PAN）に所属し、民主化を訴えて前年2000年12月に71年にわたる制度的革命党（PRI）の支配に終止符を打って大統領選挙に勝利し、就任したばかりだった。同大統領にとって初めての国連総会の一般演説である。

その演説は、メキシコ政府としての、民主主義と開発の強化に関する決意に触れ、次にメキシコ国内外での人権に関する取り組みについて述べている。そして、国際的テロリズムが世界の安定と、経済開発に悪影響を及ぼすとし、経済開発の遅れと貧困、排除などがこうした国際的システムへの脅威をもたらしているとした。メキシコは、貧困と社会的排除に国際社会が優先的に取り組むようによびかけ、開発のアジェンダを促進するために、ミレニアム宣

言に含まれている約束を国連が実施できるよう新たな刺激を与えたとした。そして、この問題の重要性にかんがみて、翌2002年に開発資金国際会議をメキシコとしてモンテレイに誘致する決定を下したと述べる。グローバリゼーションの過程のなかで、排除のない社会統合を実現するという課題があり、すべての市民がこの過程での当事者となることを保障するためには、十分なレベルの官民の資金をはじめとする、可能性を引き出す（enabling）国際的環境が、いっそう衡平な人間開発をもたらすインクルーシブな国際的経済体制とともに必要とした。

そして最後に、最も脆弱（vulnerable）な集団の排除を許容したまま、公正な世界の実現は望めない。だからこそ、メキシコは障害者の権利条約策定のための特別委員会設置を提案したのだとし、テロリズムとの闘いと、開発の促進が今日の発言の焦点であり、これこそが国連の新たな成功の歴史の始まりとなるだろうと締めくくった。

このフォックス演説は、障害者の権利条約と開発の位置づけを明確に述べている。整理すると、同時多発テロに象徴される国際的テロリズムを涵養した経済開発の遅れ、貧困と排除に対応するためには、開発全般の促進が重要であり、とりわけ、開発のための資金が重要である。そして、こうした開発全般、すなわち、排除を取り除く努力の一環として、障害者の権利条約が重要であるとしたのである⁽¹⁰⁾。

フォックス政権の障害への関心の背景に関して、大統領府内で条約を含む、障害者政策の推進役となったピクター・ウーゴ・フローレスは、新政権は公約として、移民労働者、先住民、そして障害者の問題に取り組むことを掲げたとしている⁽¹¹⁾。また、世界銀行の障害と開発に関する初の常勤顧問を務めたジュディ・ヒューマン⁽¹²⁾は、メキシコ政府が障害者の権利を含む人権に関心があることを示すための動きだったという見方を示している⁽¹³⁾。

障害を貧困と社会的排除という開発の文脈においたメキシコのこうした動きが功を奏し、国連総会での力となり、第56回国連総会は歴史的な総会決議56/168を採択し「障害者の権利および尊厳の促進および保護に関する包括的

かつ総合的な国際条約に関する諸提案を検討するための特別委員会」の設置を決定した。重要なのは、社会開発、人権、非差別の3分野での全体論な(holistic)アプローチにもとづくと第1段落で規定されたことである。

2. 第1回特別委員会(2002年7月29日 - 8月9日)

2002年7月29日から2週間予定されていた第1回特別委員会に向けて、条約提案国のメキシコ政府は精力的に準備を行い、2002年6月にはメキシコシティにおいて専門家会議を開催し、独自の条約草案をまとめる作業を開始した。その会議に向けて準備された国際人権法と障害の専門家のペーパーは「条約が明記すべき権利」として、第3世代の人権も含み、平和への権利と並んで、開発の権利(right to development)¹⁴⁾と国際協力の権利も含んでいた¹⁵⁾。

この専門家会議でまとめられた内容にもとづいてメキシコは第1回特別委員会に独自の条約草案を掲げて臨んだ。その前文では国際協力に関して以下のパラグラフが盛り込まれた。

- d) 障害者の利益となる国家的な取り組みを支援し、本条約の目的を達成するための新たな形の国際協力を促進し、
- n) 世界の人々の開発のレベルおよび生活の質を向上する必要性、ならびに国際平和および安全保障の強化に向けて作業する重要性を想起し¹⁶⁾,

また、第18条を国際協力に関する独立した条文として、以下のように提案した。なお、同第17条は障害者の権利のための国内機関の設置に関する条文であり、その配置からして、第18条は実施措置としての位置づけだった。

締約国は、この条約の規定の実施について相互に協議しおよび協力すること、ならびにこの条約の目的を実現するため協力の精神のもとで共同

活動を行うことに合意する。このため、締約国は次のことを約束する。

- a) 障害者の機会均等化に関する基準規則，ならびに障害者の人権および尊厳を促進するほかの文書にもとづき，この条約の実施を助長するための計画を設計する。
- b) 障害者の治療およびリハビリテーション，ならびに障害者の自律，自立および権利の完全な享有を制限する障壁の撤廃，ならびに国内能力の発展に関する科学研究および技術開発に関する最新情報を交換する。
- c) 障害者に関する措置および法令に関する情報および最良の実行を交換する。
- d) 共通利益（締約国の問題および特別の必要を含む）に関する研究および調査を奨励する。
- e) 訓練および調査のためのコース，セミナーおよびワークショップを促進する。
- f) 視覚障害または聴覚障害のある人が用いる代替的な意思伝達の形態に関する基準を国際的に調和することを促進する。
- g) 国連機関および関連のある組織の任務に，ならびに障害者の必要を取り扱う計画の作成に，障害者の権利を取り入れる。
- h) 障害者の技術的装置および補助具に関する輸入税の撤廃を促進する。

(U. N. A/AC.265/WP.1 [2003])

しかし、第1回特別委員会の議論は、本当に条約が必要かどうかにかかわらず、メキシコ条約草案が取り上げられることはなかった。そして、以後の特別委員会でもこのメキシコの草案が条約交渉全般のたたき台として取り上げられることはなく「幻の条約草案」となったのである。しかし後述するように、同条約草案第18条の内容の一部（bとcなど）は、採択された条約に反映されている。

このメキシコ条約草案に関して重要なのは、開発の文脈での障害者の権利の実現に最も積極的なメキシコがイニシアティブをとったこの条約草案にお

いても、開発の権利への具体的な言及がない点である。開発の権利は、条約の必要性の有無を最大の論点とした第1回特別委員会において、対立点のひとつとして確かに浮かび上がったが、この時点で開発の権利自体が条約案に盛り込まれる可能性はすでに相当薄くなっていた（川島〔2002〕）。

それでも、第1回特別委員会後に出された国連事務総長報告は条約提案と開発のリンクを明確に指摘し、「世界的な開発と関連づけられているため」、提案されている障害者の条約は「ほかの国際人権条約とは異なる」⁽¹⁷⁾と述べている。

なお、この第1回特別委員会において、すでに障害NGOが国際障害コーカス（IDC）を結成して、積極的なロビー活動を開始した点は、この条約策定過程への先進国と途上国の障害NGOの参画という点からも見逃せない⁽¹⁸⁾。

特別委員会は作業部会を含め、すべてニューヨークの国連本部で開催された⁽¹⁹⁾。人権という観点からは国連人権高等弁務官事務所があり、主だった人権に関する機構がおかれているスイスのジュネーブでの開催を求める意見もあった⁽²⁰⁾。しかし、最後まで特別委員会は、国連事務局内で障害者問題を担当してきた経済社会局のあるニューヨークの国連本部で開催された⁽²¹⁾。

3. 第2回特別委員会（2003年6月16日 - 27日）⁽²²⁾

第1回特別委員会の報告を受けて、2002年12月に採択された総会決議57/229は、第2回特別委員会を2003年に開催することを決定し、加盟国に対して特別委員会に貢献するためにセミナーや会合を開くことを奨励した。

同決議を受けて各地域での取り組みが行われたが、アジア太平洋地域では、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）が地域的な取り組みとして、この要請に応え、第2回特別委員会直前の6月2日から4日までバンコクで地域単位の専門家セミナー・会合を開催した⁽²³⁾。その成果文書が特別委員会への「バンコク勧告」としてまとめられ、第2回特別委員会でESCAPの代表から報告があった。

バンコク勧告はその第7段落で条約の採択は「人間・社会開発」の達成という目的に向けての取り組みの一環であるとした。しかし、第32段落で開発の権利については以下のように触れている。「開発の権利のような第3世代の権利が条約に盛り込まれるべきかどうかの検討も一部なされた。会議のコンセンサスとしては、このような集団的権利を、提案されている条約に導入する複雑さを考慮すると（中略）障害者の開発への参加を拡大し、開発の利益を障害者が享受することを確保するための手段として、個人的権利を保障するほうが適当である」とした⁽²⁴⁾。つまり、開発の権利には否定的な立場を示したのである。

アジア太平洋地域では、1992年の「国連障害者の十年」の終了後、地域の障害者組織である障害者インターナショナル(DPI)アジア太平洋ブロックの働きかけによって日本政府と中国政府がイニシアティブを取り、地域単位での障害者の十年（「アジア太平洋障害者の十年」）をESCAPが1993年から2002年まで独自に宣言し、実行した⁽²⁵⁾。現在は、第2次アジア太平洋障害者の十年が2003年から開始されている。第2次の地域の10年の行動計画は、2002年10月に日本政府がホスト役を務め、滋賀県大津市で開催された「十年」最終年ハイレベル会合で採択された、びわこミレニアムフレームワーク(BMF)である⁽²⁶⁾。障害に関する記述を含んでいないミレニアム開発目標を補完するものとして位置づけられている同フレームワークは「インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利にもとづく社会」に向けての行動が全体のテーマとして取り上げられ、開発の権利も人権の一部として位置づけられている。障害者の権利条約に関しても、前文の第9段落で障害者の開発への権利という視点がとりわけ重要であるとしている点が注目される⁽²⁷⁾。

第2回特別委員会に向けては、1999年に結成された、国際的障害組織のゆるやかな連合体である国際障害同盟(International Disability Alliance)も「貧困と障害には密接な関係があるため、障害者は差別なく開発の権利から恩恵を受ける必要がある」とし、第3世代の人権を条約に盛り込むことに賛成した⁽²⁸⁾。

条約の内容に関する政府，地域間組織，そして障害NGO等のインプットを受けた第2回特別委員会だったが，議論は今後どのように条約策定作業を進めるかに焦点がおかれ，実質面に関する議論は少なかった。しかし，開発の権利に関しては，支持する立場もあるものの，条約での言及は難しいというコンセンサスがすでに形成されつつあったとみることができる。

4．作業部会（2004年1月5日 - 16日）

第2回特別委員会の決定にもとづき，条約交渉の基礎となるテキストを作成するために設けられた作業部会は40名の委員から構成された。第2回特別委員会で多くの時間が費やされたその構成は，政府代表が27名，障害NGO代表が12名，国内人権機関代表が1名だった。障害NGO代表が3割を占めるといふまさに画期的な構成となった。国際的人権条約の策定に，その条約が最も密接に影響する人たちが参画しているという意味で画期的である⁽²⁹⁾。

政府側の地域構成はアジア（7），アフリカ（7），ラテンアメリカ・カリブ海（5），西欧・その他（5），東欧（3）となったが，同様に，障害NGO側も地域割りの要素が盛り込まれた。国際障害同盟（IDA）の当時の7つの構成組織（世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク，障害者インターナショナル，世界盲人連合，世界盲ろう者連盟，世界ろう連盟，国際育成会連盟，国際リハビリテーション協会）³⁰⁾は国際リハビリテーション協会を除いて，障害種別をそれぞれ代表する組織である。しかし，フィリピンのピーナス・イラガンが議長を務めていた障害者インターナショナル以外はすべて先進国の組織の代表がリーダーを務めていたため，途上国政府の一部，また途上国の障害NGOの一部からも，国際障害NGOも結局は先進国側の意見を代表する存在に過ぎないという批判があった。そのため，国際障害NGO側も，地域代表をアジア太平洋，アフリカ，西アジア，ヨーロッパ，ラテンアメリカ・カリブの5地域から出すことで，途上国の代表の参加を確保することとなった。

開発という観点からは，条約交渉の議論に，いかに途上国の障害者自身の

声を反映させるかが重要な課題となるが、そのチャンネルは、途上国の障害NGO代表が政府代表団に加わるという形態と、独自でNGO代表を送り出すという両方の形態で可能であり、また、必要である。

2週間開催された作業部会に向けては多くの提案が各国政府、地域間組織、国連機関、NGOから出されたが、最も影響力が大きかったのは、ESCAPがまとめた「バンコク草案」であった。ESCAPは、2003年6月に引き続いて、同年10月14日から17日までバンコクで地域ワークショップを開催し、バンコク勧告の内容にもとづく条約草案をまとめたのである。アジア太平洋地域は、ESCAPによる「障害者の十年」の宣言を他地域に先駆けて行い、地域としての取り組みの実績は高く評価されているが、その蓄積がこの条約策定過程でも活かされたのである。

こうした「十年」をはじめとする実績を背景に、アジア太平洋地域からの提案である「バンコク草案」が高い評価を受けたことは、作業部会に提出された議長テキストがバンコク草案に大きく依拠していたことから明らかである。

しかし、こうした開発の視点を作業部会草案に盛り込もうとする動きは、EUに代表される一部の先進国によって反対された。国際協力についてすら「国際協力は開発援助の別名（code name）である」と、EUを代表するアイルランドは作業部会で発言し、独立した条文中に強硬に反対した（長瀬[2004: 47]）。カナダも一般的原則に盛り込むのではなく、単に前文での記述を求めた⁽³¹⁾。

他方、途上国の一部にも、この条約の実施のために援助を求める姿勢を明確にした動きがあった。インドが作業部会に向けて出した条約草案は第17条において「先進国の義務」と題して、(b)項で「先進国は本条約の実施のために、途上国と後発開発途上国への財政的資源の移転のための具体的な措置を講じるものとする」⁽³²⁾ という文言を含んでいた。

大多数の途上国はここまでの強硬姿勢はみせなかったものの、国際協力に関する個別の条文は必要であるという立場だった。たとえば、中国とヴェネズエラそれぞれの条約草案には、国際協力もしくは政府間協力に関するそれ

ぞれ独自の条文が盛り込まれていた⁽³³⁾。

作業部会草案は、その前文（i）で、完全な合意が得られていないことを示す脚注がついたものの「障害のある人の人権および基本的自由の完全な享受を促進するための国際協力が重要であることを強調し」とした。代替案として脚注4は「あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活条件を改善するために、国際協力が重要であることを認めて」も提示していた。後者の代替案は「あらゆる国、特に開発途上国における子どもの生活条件を改善するために、国際協力が重要であることを認めて」としている、子どもの権利条約前文からの明確な引用である。一部の反対はあるものの、少なくとも子どもの権利条約になった形で、国際協力に前文において言及することには、この時点でおおむねのコンセンサスが形成されていたのである。

しかし、国際協力に関する個別の条文についてのコンセンサスは得られず、作業部会の報告書は、前文と全25条からなる作業部会草案（構成は本章末資料2参照）とは別に、国際協力に関しては附属書として討議要約をまとめる結果となった（本章末資料3参照）⁽³⁴⁾。

この討議要約には、その後の条約交渉でも重要な要素となる「この条約の実施は主として国内の責任であることが認められた。この条約の規定の国内的遵守は国際開発援助を受けることを条件とすべきでないことに合意があった」（第2項）が含まれているほか、国際協力に関する論点そして、最終的な条文の要素が多く含まれている点でも見逃せない。

この時点で、国際協力をどこに位置づけるかに関しては、前文、一般的原則、一般的義務、個別条文のいずれかのみにするか、もしくは、①個別条文と一般的義務、②個別条文と前文、③個別条文と一般的原則のいずれかの組み合わせという選択肢が示されていた。

なお、討議要約第8項が記述し、また、作業部会草案第4条〔一般的義務〕の脚注19が「前例」として示している、子どもの権利条約第4条は次のとおりである。

「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適切

な立法措置，行政措置その他の措置を講ずる。締約国は，経済的，社会的および文化的権利に関しては，自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で，また，必要な場合には国際協力の枠内で，これらの措置を講ずる」

この第4条は締約国の義務を述べている条文であり，社会権の漸進的实施義務に関するものである。障害者の権利条約では，第4条〔一般的義務〕に，この前例にならった条文が後に位置づけられていくこととなる⁽³⁵⁾。

作業部会草案では第4条〔一般的義務〕第1項(c)が「すべての経済的および社会的な開発政策および開発計画の主流に障害にかかわる事項を据えること」としているのも注目された⁽³⁶⁾。

この作業部会に向けては日本の障害NGOからも初めて，ポジションペーパーがDPI日本会議から出され，国際協力を支持する立場を明らかにした⁽³⁷⁾。

5．第3回特別委員会（2004年5月24日 - 6月4日）

本委員会から条約交渉は本格化した。作業部会草案の第1条から第24条まで，ならびに前文の一部の第1読が行われ，国際協力に関する審議も行われた。

第3回特別委員会では，メキシコに加え，中国とベトナムもそれぞれ独自の国際協力に関する提案を行った⁽³⁸⁾。簡潔な中国提案は，①情報交換，②協力計画の枠組みへの障害問題のメインストリーム化，③能力拡大のために，技術移転をはじめとする技術・経済協力の推進を含んでいた。

議論の素材となったのは主に，討議要約の要素を多く反映したメキシコ提案（本章末資料4参照）だったが，焦点は国際協力を前文や一般的義務の条文に盛り込むだけで十分か，それとも，独立した個別条文として盛り込むべきかであった。

第3回特別委員会での議論は発言する国も多く，発言した国の立場を示すと，個別条文に反対し，前文もしくは一般的義務での言及で十分だとしたのは，EU，オーストラリア，アルゼンチン，ヨルダン，カナダ等だった。独立

した条文に賛成したのは、メキシコ、中国、ベトナムに加えて、タイ、アフリカグループを代表して南アフリカ、インド、レバノン、イエメン、イスラエル、パレスチナ、ジャマイカ、コスタリカ、マリ、フィリピン、トリニダード・トバゴ、グアテマラ、カメルーン、日本、チリ、コロンビア等である。発言した10のNGOはすべて、本条約での国際協力の重要性を強調した。

先進国はおおむね個別条文には反対の姿勢のなかで、日本は個別条文に賛成を示した。しかし日本は、メキシコ提案の第2項(e)の「障害のある人のすべての人権および尊厳の完全かつ平等な享有を促進するための2国間、地域的および国際的な金融取極(financial arrangements)を推進」には警戒感をあらわにし、新たなメカニズムを意味するのか、それとも、既存のメカニズムなのか確認を求めた⁽³⁹⁾。全般的な意味での国際協力は支持するが、この条約に関して、新たな基金等の設置に反対する立場からの確認だった。この日本の質問に対しては、メキシコから新たな機関を意味するものではないという説明があった⁽⁴⁰⁾。

結局、第3回特別委員会の報告書でも国際協力は第24条bis(第2次案)として、個別条文としてのコンセンサスが得られず、括弧(ブラケット)に入ったまま残された。前文(i)については「障害のある人の人権および基本的自由の完全な享受を促進するための国際協力が重要であることを強調し」を支持、もしくはたたき台として採用し、これに修正を加える立場をインド、ナミビア、キューバ、レバノンが取った。他方、子どもの権利条約と同趣旨の代替案である「あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活条件を改善するために、国際協力が重要であることを認めて」を支持したのは、EU、シリア、アルゼンチンだった⁽⁴¹⁾。

なお、日本の障害NGOは、2003年に障害者の権利の推進等を目指して、緩やかな連合体である日本障害フォーラム(JDF)準備会を発足させたが、この準備会から、第3回特別委員会に向けて、日本政府宛の意見書、および特別委員会宛の討議資料を公表した。どちらも、国際協力に関する独自の条文の必要性と、開発援助全般に障害の観点を盛り込むことを訴えた。日本障害

フォーラムは2004年10月に正式に発足している⁽⁴²⁾。JDFはその後の複数回の意見表明(和文と英文)において一貫して、この条約に実施に当たっての国際協力の重要性を指摘し、個別の国際協力に関する条文を支持している⁽⁴³⁾。

6. 第4回特別委員会(2004年8月23日 - 9月3日)

第4回特別委員会からの積み残しである前文の一部、条約名、構造、定義、第25条の第1読作業を終了し、作業部会草案全体の第1読を終えた。その後は、主に自由権に関する条文である第1条から第15条まで、ならびに第24条第2次案として提案されていた国際協力に関する再検討を行った。

第4回特別委員会に向けては、アフリカグループから、国際協力に関してメキシコの第3回特別委員会の提案を修正する形で提案が行われた。目を引くのは、第3回特別委員会で日本が懸念を示した第2項(e)への「2国間、地域、国際的研究ならびに開発資金の設置を含む」の追加提案である⁽⁴⁴⁾。

EUは相変わらず国際協力に関する個別条文に反対の立場を示し、前文と個別条文両方の必要性を訴え、国際協力を明確に盛り込もうとする大多数の国との対立が続いた。

7. 第5回特別委員会(2005年1月24日 - 2月4日)

第4回特別委員会から引き続き、非公式協議(実質的3読)が行われ、第7条第5項(特別措置)から、第14条〔プライバシー、住居および家族の尊重〕までが終了した。第15条〔地域社会における自立した生活とインクルージョン〕は交渉途中で終了した。議題では、第24条第2次案〔国際協力〕の非公式協議が行われるほか、第16条から第25条までの再検討(実質的2読)も行われる予定だったが、時間不足で、第6回特別委員会へもち越しとなった。したがって、国際協力に関する交渉の進展はなかった。

8．第6回特別委員会（2005年8月1日 - 12日）

国際協力に関する第24条第2次案を含む、後半部分の条文案に関する非公式協議が行われた。逐条担当のファシリテーター（政府代表）が少人数でその条文に関心の深いメンバーと議論を進めるスタイルが採用され、国際協力に関しては、メキシコ政府代表がファシリテーターを務めた。

この段階でも個別の条文として国際協力を認めるべきかどうかの議論が続いていた。カナダとEUは、第4条〔一般的義務〕の新3項として、国際協力を盛り込むことを提案した。一部の代表からは、国際協力が条約を実施しない口実に使われるのではないかという危惧が示された。これについては、最終的に特別委員会の報告書のなかで、国際協力が締約国の条約実施を減じるものではないことを明らかにすればよいという意見が示された。

この第6回特別委員会で作業部会草案にもとづく交渉を各条文について少なくとも2回は終えたことになり、その交渉をもとに、2005年10月に議長草案がまとめられ、第7回特別委員会では、議長草案全体を最初から最後まで検討することとなった。

9．第7回特別委員会（2006年1月16日 - 2月3日）

2005年10月に特別委員会議長は第6回特別委員会までの交渉をもとに議長草案⁽⁴⁵⁾を発表し、その議長草案にもとづいて条約交渉を行うために、第7回特別委員会が2006年1月16日から2月3日まで開催された。従来、特別委員会は作業部会を含めすべて2週間だったが、議長草案を最初から最後まで1回の会期で審議するために3週間という長期の会期が確保された。

この議長草案の段階でも、国際協力に関しては個別の条文を盛り込むかどうかの合意の形成がなく、第32条が国際協力と題されてはいたものの、括弧つきであり、個別の条文を作成するかどうか自体が交渉の対象となっている

ことが示されていた。第32条は実施措置としての条文の位置づけである⁽⁴⁶⁾。

なお、前文(i)は、「あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活条件を改善するために、国際協力が重要であることを認めて」となり、作業部会草案の代替案が採用されていた。

第4条〔一般的義務〕第2項は、「各締約国は、経済的、社会的および文化的権利に関しては、それらの権利の完全な実現を漸進的に達成するという観点から、自国における利用可能な資源の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとる。ただし、それらの権利の完全な実現を漸進的に達成することが障害にもとづく差別という結果になる場合は、この限りでない」とした。前段は、子どもの権利条約第4条からの引用であるが、「ただし」以下はそうではない。社会権であっても差別という結果をもたらす場合は、即時の実施義務があるという積極的な文言となっていた。

第7回特別委員会では、国際協力に関するファシリテーター（メキシコ）からの提案にもとづいて交渉が行われ、会議でまとめられたワーキングテキスト（修正議長草案）では相変わらず、条文自体に依然として括弧がついているものの、初めて、国際協力に関するテキスト案が含まれた点が注目される⁽⁴⁷⁾。その内容は次の通りである。なお、2は括弧つきで両論併記となっている。

1 締約国は、この条約の目的および趣旨を実現するための国内的努力を支持するに当たっては国際協力およびその促進が重要であることを認め、また、これに関しては、国家相互間においてならびに、適切な場合には関連のある国際的および地域的機構ならびに市民社会、特に障害のある人の団体と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。その措置には、特に次のことを含む。

- (a) 国際開発計画を含む国際協力が障害のある人にとってインクルーシブで、かつ、アクセシブルなものであることを確保すること。
- (b) 情報、経験、訓練計画および最良の実践の交換および共有その他を

通じて能力構築（キャパシティ・ビルディング）を容易にし、かつ支援すること。

(c) 研究におけるならびに科学的および技術的知識へのアクセスにおける協力を容易にすること。

(d) アクセシブルな支援技術へのアクセスおよびその共有を容易にすること等によりならびに技術移転等を通じて、適切な場合には技術援助および経済援助を提供すること。

[2 さらに、締約国は、国際協力が補足的かつ支援的な役割を果たしているとしても各締約国がこの条約にもとづく義務を充足することを約束していることを認める。]

[2 各締約国は、国際協力のいかに問わず、この条約にもとづく義務を充足することを約束する。]⁴⁸⁾

第 1 項の柱書⁽⁴⁹⁾では、あくまで国際協力を締約国の国家的努力の支援として位置づけている。また、(a) では、開発援助が障害者を排除しないことを求め、(d) は、技術援助と経済援助を適切な場合には供与することを求めている。第 2 項はふたつの選択肢が併記されているが、後者は中国提案である。どちらも、国際協力を前提とせず、各締約国が条約にもとづく義務を果たすことを約束するという点では同じ内容である。この時点で、国際協力が各締約国の条約実施義務に影響を与えないことが条約の文言としても明確になったのである。

10. 第 8 回特別委員会（2006年 8 月14日 - 25日，2006年12月 5 日）

第 7 回特別委員会での交渉の結果としてまとめられたワーキングテキスト（修正議長草案）をもとに 結果的に最後の特別委員会となった第 8 回特別委員会が開催された。ドン・マッケイ議長の第 8 回特別委員会で合意を取り付けるといふ強い決意と巧みなリードのもとに議事は進められた⁽⁵⁰⁾。

最終的に大きな論点として残ったのは、①「外国の占領下」(前文)という文言、②第12条〔法の前における平等の承認〕第2項の「法的能力」の解釈、③第25条〔保健〕(a)の「性と生殖」に関する部分だった。

①に関しては、最終日の8月25日に特別委員会全会期を通じて、唯一の投票が行われた。投票は米国の要求によって実施された。前文に「外国の占領下にある」障害者という文言を入れるかどうかに関してである。これは具体的には、イスラエルによるパレスチナ占領を意味するもので、賛成102ヶ国、反対5ヶ国、棄権8ヶ国の圧倒的多数の賛成でこの文言、前文(s) bis (最終的には前文(u))を残す決定がなされた。反対したのはイスラエル、オーストラリア、カナダ、日本、米国だった⁽⁵¹⁾。

8月25日夕刻、上記に反対を表明した国を含め、コンセンサスで、条約草案と選択議定書に関する暫定合意が得られ、会議場は大きな興奮に包まれた⁽⁵²⁾。祝福のために駆けつけたヤン・エリアソン第60回国連総会議長(スウェーデン)は「これこそ、国連で私たちが行おうとしていることだ」と語った⁽⁵³⁾。

その後は起草グループに用語の統一性の確保など文言調整が委ねられた。12月5日に短時間、再開された第8回特別委員会は起草グループが修正した条約草案と選択議定書を総会が採択するように勧告した⁽⁵⁴⁾。選択議定書には、個人通報制度と調査制度が含まれている。

第32条の国際協力に関しては、第7回特別委員会終了の時点で意見が分かれていた第2項に関する非公式協議が8月の特別委員会で行われた。アフリカグループとアラブグループからそれぞれ意見が出されたが、最終的には中国を含め妥協が成立した⁽⁵⁵⁾。

第8回特別委員会は、第9日目の8月24日午後第32条〔国際協力〕に関する暫定合意に達した。12月5日の再開第8回特別委員会では8月25日に暫定合意された文面に文法的な修正が加えられたのみで、内容面の修正はなかった。

第3節 国際協力と開発に関する条約の最終的文言

2006年12月13日に第61回国連総会は、障害者の権利条約とその選択議定書をコンセンサスで採択した（構成はそれぞれ本章末資料5と資料6を参照）⁵⁶⁾。第32条〔国際協力〕を含むすべての条文は12月5日に再開された第8回特別委員会で採択された条約案のまま、修正されることなく採択された。

国際協力に言及している前文（1）は第7回特別委員会から変化がなく、子どもの権利条約前文を踏襲する「あらゆる国、特に途上国における障害のある人の生活状況を改善するために、国際協力が重要であることを認め」のままで採択された。

一般的義務に関する第4条第2項は「各締約国は、経済的、社会的および文化的権利に関しては、この条約に含まれる義務であって国際法にもとづき即時的に適用されるものに違反しない限り、それらの権利の完全な実現を漸進的に達成するという観点から、自国における利用可能な資源の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとる」となり、最後の部分で国際協力の副次的な位置づけが示されている。

第32条〔国際協力〕の最終的な文言は次のとおりである。

1 締約国は、この条約の目的および趣旨を実現するための国内的努力を支援するものとして国際協力およびその促進が重要であることを認め、また、これに関しては、国家相互間においてならびに、適切な場合には関連のある国際的および地域的機構ならびに市民社会、特に障害のある人の団体と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。その措置には、特に次のことを含むことができる。

- (a) 国際開発計画を含む国際協力が障害のある人にとってインクルーシブ、かつアクセシブルであることを確保すること。
- (b) 情報、経験、訓練計画および最良の実践の交換および共有その他を

通じて能力構築（キャパシティ・ビルディング）を容易にし，かつ支援すること。

- (c) 研究におけるならびに科学のおよび技術的知識へのアクセスにおける協力を容易にすること。
- (d) アクセシブルな支援技術へのアクセスおよびその共有を容易にすること等によりならびに技術移転等を通じて，適切な場合には技術援助および経済援助を提供すること。

2 この条の規定は，この条約にもとづく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第1項柱書は「この条約の国内的努力を支援するもの」として国際協力の重要性をはっきりと認知した。各国自身の取り組みをあくまで支援するものとしての位置づけであり，これは，作業部会の国際協力に関する討議要約の第3項の反映である。さらに国際協力は国家間によるものを最初にあげ，次にたとえば，ILOやUNICEFなどの国際的機構やESCAPやASEAN（東南アジア諸国連合）などの地域的機構との連携に言及している。その次に市民社会をあげ，特に「障害のある人の団体」との協力を強調している。

(a)は政府開発援助等をはじめとする国際開発計画やほかの国際協力が障害者を排除しないことを求めている。これにより，障害者を排除することが多かった従来の開発援助は変革を求められている。

能力構築（キャパシティ・ビルディング）の重要性を指摘している(b)は，作業部会の討議要約の第4項，さらには，第3回特別委員会のメキシコのファシリテーター案の第3項(c)に起源がある。後者では，「市民社会の能力構築」といっそう具体的な記述だったことから，柱書の文言と合わせると，障害者団体をはじめとする市民社会の能力構築が念頭におかれていると解釈される。ここでは，いわゆる「開発援助」に限らない広範な経験の共有が示されている点が重要である。資金のやり取りを含まなくとも，優れた実践の例に関する情報交換が「国際協力」として，国境を越えて大きなインパクトを

与える可能性がある。

(c) が研究と科学的・技術的知識に関するアクセスを取り上げているのは、こうした分野の国際協力の重要性の反映であり、討議要約第4項との関連がみられる。

(e) は技術移転を含む、技術援助と経済援助が必要な場合もある点を明確にしているもので、第3回特別委員会での中国提案の影響がみられる。

第2項は、柱書の「国内的努力を支援するものとして」とも重なる、討議要約の第2項の趣旨に沿っている内容であり、国際協力の有無を問わず、各国は条約の履行を求められている。

国際協力は、この条約のなかで前述の前文(1)、第4条〔一般的義務〕と第32条〔国際協力〕以外では、第34条の「障害のある人の権利に関する委員会」に関する、第37条〔締約国と委員会との協力〕第2項と第38条〔委員会とほかの機関との関係〕柱書にも記述がそれぞれある⁽⁵⁷⁾。

なお、「開発」の意味で“development”が本条約において用いられている主な箇所は、前文(g)「持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害問題の主流化が重要であることを強調し」と、同じく前文(m)「障害のある人による人権および基本的自由の完全な享有ならびに完全な参加を促進することにより、障害のある人の帰属意識が高められることならびに社会の人間開発、社会開発および経済開発ならびに貧困の根絶に多大な前進がもたらされることを強調し」である⁽⁵⁸⁾。

12月13日の国連総会での採択前後に発言を求めた国の多くは、第8回特別委員会で大きな論点となった前述の3点(「外国の占領」等)に言及したが、一部、開発に触れた国もある。ニュージーランドは開発援助計画への障害問題のメインストリーム化が求められているとした。東欧グループを代表してクロアチアは、この条約がミレニアム開発目標の達成に貢献するとした。中国は、同国内での社会開発の成果を障害者が共有しているとした。フィリピンは開発、人権そして非差別という全体論的アプローチが第32条〔国際協力〕の背景にあると指摘した⁽⁵⁹⁾。公式には休憩に入ったあとで発言を壇上から

行った国際障害コーカスは、社会開発の要素がこの人権条約に盛り込まれたことにより、開発がインクルーシブであり、権利を保護するものであることが確保され、国際協力の機会が存在するとした⁽⁶⁰⁾。

おわりに

1987年に初めて国際的に提起されてから足かけ20年目の2006年に障害者の権利条約はようやく採択された。これから国際社会は、この新たな人権条約の実施に向けて、取り組みを開始する。

メキシコによって、貧困と社会的排除という開発の文脈で提案された障害者の権利条約だが、条約交渉の過程のなかで、第3世代の人権とよばれる開発の権利が条約に盛り込まれることはなかった。

とりわけ交渉の序盤においては、たとえばEUに代表されるように、国際協力という言葉に対してすら強い抵抗感を示す国もあれば、インドに代表されるように、先進国には援助を行う義務があるとする国もあり、その対立は先鋭化していたが、特別委員会が重ねられるにともない、国際協力をどう位置づけるかに関する議論は収斂に向かった。国際協力に関する主な論点は、2004年1月・2月の作業部会草案の討議要約に網羅されていた。

この条約の実施義務と援助や国際開発協力の関係に関して、援助や国際協力をこの条約の実施条件としないことは、討議要約に示されているように、作業部会の段階ですすでにおおむね合意が得られていた。

条約のなかで国際協力については、前文で取り上げることについての異論はあまりなかったものの、個別条文とすることに一部の先進国から抵抗が当初はあった。全部で8回開催された特別委員会の会期で、国際協力に関する個別条文が実施措置として成立することが確実になったのは、最終盤の2006年1月・2月に開催された第7回特別委員会だった。国際協力に関する個別条文(第32条)をもつことで、障害者の権利条約における国際協力の位置づ

けは、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約などほかの人権条約と比べても、一段と明確になった点に特色がある。女性差別撤廃条約には国際協力への言及すらないし、子どもの権利条約でも、前文と締約国の実施措置に関する第4条が主に言及しているだけであり、国際協力に関する個別条文はない⁶¹⁾。

その意味で、各締約国は本条約の実施義務を当然負うものの、開発援助を含む国際協力の実施に当たって、障害を考慮することはいっそう重要となった。障害者のエンパワメントに着目するような、障害に焦点をおいた取り組みとともに、すべての援助事業が障害者にも開かれるというツイントラックアプローチが求められている。

途上国の障害者にとってのインプリケーションとしては、本条約のなかで国際協力が明確に位置づけられたことにより、途上国の障害者が国際開発協力から排除されないことを求める根拠が確立されたことがあげられる。国際開発協力事業への障害者のインクルージョンと、最良の実践の共有を通じた障害者やその家族の組織の能力構築への支援を求める際に、第32条は活用できるのである。また、たとえば、国際協力機構（JICA）をはじめとする各国の援助機関は、自国が条約を批准後は、国際協力に関する条文に従うことが当然求められる。さらに先進国の障害者も、第32条第1項（b）にもとづいて、自分たちの経験を伝える努力が「実践の交換」の一環であるとして、国際協力における正当な位置づけを求めることができるのである。

この条約の実施と密接な連携が必要な2つの取り組みがある。ひとつは、ミレニアム開発目標の実施である（野上 [2006: 12-15]）。条約交渉がまさにたけなわだった2005年9月14日から16日まで国連本部で世界首脳サミットが開かれた。そこでは、開発、平和と安全保障、人権・人道、国連改革という4つの大きなテーマについて話し合いが行われ、2000年に策定されたミレニアム開発目標が再確認されたが、その成果文書（A/RES/60/1）第129段落にも障害者の権利と障害者の権利条約に関する言及が盛り込まれている。

ようやく、障害と開発というテーマが、ミレニアム開発目標の文脈でも明確に意識されるようになってきた。メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務

官(当時)はミレニアム開発目標のもととなったミレニアム開発宣言を行った国連ミレニアム総会が「開発の権利をすべての人に現実のものにするという約束を行った」(Robinson [2006: 124])と述べている。国際障害同盟(IDA)の有力なメンバーである国際育成会同盟は、知的障害分野のミレニアム開発目標を掲げている⁽⁶²⁾。

もうひとつは、途上地域を中心とした地域単位の障害者の十年である。第2節第3項で記述しているように、アジア太平洋地域は1993年からの第1次の十年を終えて、2003年からの第2次の十年を実施中である。その影響を受けて、1999年からのアフリカ連合のアフリカ障害者の十年(長瀬[2006b])、2003年からのアラブ連盟のアラブ障害者の十年、2006年からの米州機構による米州障害者の十年が現在進行中である。実施主体の違いや地域の特性もあり、当然ながら、地域の十年の進捗状況は異なっているがそれぞれの取り組みと本条約の実施をリンクさせることは不可欠である。

減少の一步をたどっている日本の政府開発援助(ODA)予算は、2007年度に向けてさらに削減が報じられているが(「一般会計82兆円台 来年度、ODA 4%減に 財務省」『朝日新聞』2006年12月16日朝刊3面)、人間の安全保障を基軸とする日本の外交、開発援助においても、障害に関する取り組みをこの条約の採択を機にいっそう強化する必要がある⁽⁶³⁾。その意味で、第34条にもとづく「障害者の権利に関する委員会」の設置に関して「国連の資源は無限ではない」とした総会での採択後の日本政府の発言は、条約機構の改革に関する全般的な意味では首肯できるものの、日本もその策定に積極的な役割を果たした本条約であるにもかかわらず、その国際的モニタリングへの消極的な姿勢とも解されかねない。なお、日本政府は「本条約の採択は、この分野での私たちの最後の実績ではなく、最初の実績にならなければならない。すべての加盟国は本条約が規定している障害者のすべての権利の完全な実現を確保し、促進するためのいっそうの努力を払わなければならない」と発言している⁽⁶⁴⁾。

障害者の権利条約、とりわけ途上国での実施のなかで開発と国際協力が重

要な要素であることは疑う余地がない。開発ディスコースはますます人間開発を指向し、安全保障はひとりひとりの人間の安全保障に向かっている（人間の安全保障委員会 [2003]）。これは障害者の人権を保障するために望ましい方向である。

障害者の権利を保障しようとする障害者の権利条約は、開発と障害者の人権を結びつけるという役割を担っている。障害と人権、開発、市民社会、安全保障のダイナミックな関係を、障害者の権利条約の実施過程のなかでいっそう追求することが求められている。

〔注〕

- (1) スウェーデンのリンクビストは、障害者の機会均等基準の実施を担う国連社会開発委員会障害特別報告者を、1994年から2002年まで務めた。この発言は、2002年8月7日、第1回特別委員会においてのものである。全盲のリンクビストは障害者インターナショナル(DPI)の設立当初の書記も務めた(<http://www.bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp/nagase/200207ny/012.htm> 2006年1月31日閲覧)。
- (2) ウォルフエンソンは、世界銀行総裁を1995年から2005年まで務め、その任期中に世銀として初の障害と開発に関する常勤顧問をおいた。この発言は、Wolfensohn [2005a: 2] ウォルフエンソンはWolfensohn [2005b] ではアマルティア・センとともに、貧困と障害の関連性について述べている。
- (3) 「新国際経済秩序」への言及は、その時代性を感じさせる。現在、国際社会は2015年に向けて極端な貧困の半減等を目指すミレニアム開発目標の実現に取り組んでいるが、たとえば2020年代に同開発目標はどのような歴史的評価を受けているかと考えさせられる。すでにミレニアム開発目標達成に関する悲観的な評価が出されている。たとえば、国連開発計画 [2005] である。
- (4) 同専門家会議の報告書 (U.N.CSDHA/DDP/GME/7, 1 September 1987) の前書きは、会議を招致したスウェーデン政府の故オロフ・バルメ首相(前年1986年2月に暗殺)の「支援を市民としての自らの権利として受けるのと、『違う』からという理由で慈善として受けるのとでは大きな違いがある」という言葉を引用して、バルメに哀悼の意を表している。バルメについては注(53)も参照。
- (5) <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/z00021/z0002101.html> 2006年2月13日閲覧。
- (6) 中国は「北京宣言」に先立つ2000年2月8日から17日まで開催された国連社会開発委員会第38会期において障害者の権利条約策定提案を行っていたが、コンセンサスは得られなかった。中国がイニシアティブを握ったの条約提案が

仮に実現していたならば、障害者の人権の確保を目指すための条約策定過程に、各方面からの「政治的思惑」が影響を及ぼしていた危険性がある。条約と中国に関しては長瀬 [1999a], 中国と人権に関しては、石塚 [2007] をそれぞれ参照。

- (7) 障害の社会モデルへの言及は、この条約の策定過程においてもみられた。たとえば、作業部会草案の第3条〔定義〕の「障害」の定義に関する脚注12である。障害学については、Oliver [1990], 石川・長瀬編 [1999] を参照。障害学の観点から開発を考察したものに Stone ed. [1999], 障害学と障害者の権利条約に関しては、長瀬 [1999b], [2000] 。
- (8) メキシコはすでに2001年8月31日から、9月7日まで南アフリカのダーバンで開催された国連の「人種主義、人種差別、排外主義および関連の不寛容に反対する世界会議」において、障害者の権利条約提案を行い、同会議で採択された「ダーバン宣言および行動計画」(A/CONF.189/12)の第180段落にて障害者の権利条約を国連総会が検討するように求めることに成功していた。特別委員会設置を決定した56/168決議の前文の最後の段落がこれに言及している。
- (9) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/13/un_1111.html 2006年1月31日閲覧。
- (10) この演説のなかではフォックス大統領の開発資金国際会議への言及が注目される。翌2002年3月の同会議で形成されたモンテレイ合意(A/CONF/198.11)には、ODAの対GNP比の0.7%実現を促す内容が含まれている点で「劇的」だったとジェフリー・サックス(コロンビア大学教授)は述べている(Sachs [2005: 218])。
- (11) http://www.disabilityworld.org/12-02_05/gov/flores.shtml 2006年1月31日閲覧、藤井 [2002] 。
- (12) 米国の著名な障害活動家であり、クリントン政権下、準閣僚ポストで活躍したジュディ・ヒューマンが、世界銀行の常勤の顧問として2002年に着任したのも、世銀の貧困削減の一環であると当時の世銀総裁は述べている(Wolfensohn [2005a: 2])。
- (13) http://disabilityworld.org/01-03_03/news/heumann.shtml 2006年1月31日閲覧。
- (14) “right to development”は「発展の権利」とも訳されているが、本稿では、開発という文脈を意識して「開発の権利」を用いる。1986年の国連総会で採択された“Declaration on the right to development”を含む“right to development”に関しては、山崎 [1998] を参照。なお、国家からの自由を意味する自由権は第1世代の人権、国家の積極的な施策を求める社会権は第2世代の人権とされ、開発の権利等、集団的な権利は第3世代の人権とされている。以下を参照。古田 [1998], 阿部ほか [2002]。開発の権利が個人の権利であるか、それとも国

家を含む集団の権利であるかは意見が分かれている。たとえば、メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官（当時）は「開発の権利は開発援助への国家の権利ではない」としている（Robinson [2006:126]）。

- (15) <http://www.jfd.or.jp/int/unconv/sr-unconv-what-rights.html> 2006年 1 月31日閲覧。
- (16) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/adhocmeetaac265w1e.htm> 2006年 1 月31日閲覧。
- (17) U.N. A/58/61 - E/2003/5, 2002年12月26日。川島 [2002], [2005] も参照。
- (18) 条約策定過程への特にNGOを通じた障害者の参画に関しては、長瀬 [2005] を参照。
- (19) 筆者は第 8 回特別委員会までのすべての特別委員会会期に出席する機会に恵まれた。第 5 回と第 7 回だけは一部だけだが、ほかには作業部会を含め、全期間（12月 5 日の再開第 8 回特別委員会は除く）出席した。条約と選択議定書が採択された2006年12月13日の国連総会も傍聴することができた。なお、筆者は第 3 回特別委員会からは、後述の日本の障害NGOの連合体である日本障害フォーラム（JDF）の障害者の権利条約推進に関する専門委員会副委員長として出席した。
- (20) 国連人権委員会からの意見である E/CN.4/2002/L.11/Add.5（25 April 2002）。
- (21) 採択された条約第34条にもとづく障害のある人の権利に関する委員会は、ジュネーブに設置される予定である。
- (22) 第 2 回特別委員会までの動きに関しては、川島 [2004] がわかりやすいので参照。
- (23) 筆者も同会議に参加する機会に恵まれた。第 2 回特別委員会に向けて、アジア太平洋地域からのインプットをもたらそうという意欲に満ちた会議だった。130名を越す、政府、そしてNGOからの参加があった。
- (24) <http://www.worldenable.net/bangkok2003/recommendations.htm> 2006年 1 月31日閲覧。
- (25) 「アジア太平洋障害者の十年」の提唱の経緯については、長瀬 [1997] を参照。
- (26) BMFIは<http://www.unescap.org/esid/psis/disability/index.asp> 2007年 4 月 30日閲覧を参照。ESCAPは第 2 の10年後半の重点行動計画であるBiwako Plus Fiveを策定中である。
- (27) <http://www.unescap.org/esid/psis/disability/bmf/bmf.html> 2006年 1 月31日閲覧。
- (28) <http://www.jfd.or.jp/int/ida/misc/2003-03-02-ida-statement-2adhoc.html> 2006年 1 月31日閲覧。
- (29) 山下 [2005: 57] は障害者の権利条約策定過程は「国際法定立主体として条

約当事者たるNGOの参加が不可欠になってきていることを示した」として、「これまでNGOの能動的主体性を否認してきた国際法理論に、新たな議論を提供するものである」としている。

- (30) 国際難聴者連盟(IFHOH)は2004年に加盟したため、作業部会の時点ではIDAに加わっていなかった。このため、条約に関して、難聴者が直面する情報面のバリア除去の取り組みはスタートが遅れることとなった。国際難聴者連盟の参画は、同連盟の日本の組織である全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(全難聴)が第6回特別委員会に参加した2005年8月からようやく実現した。第7回特別委員会開催中の2006年1月20日には、IFHOH、全難聴、日本障害フォーラムが日本政府国連代表部の後援を受けて難聴者のニーズに関するサイドイベントを開催し、注目を浴びた。
- (31) http://www.rightsforall.org/docs/summary_01_05_04.doc 2006年12月23日閲覧。
- (32) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/wgcontrib-india.htm> 2006年1月31日閲覧。
- (33) 中国提案は右の第14条を参照。<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/wgcontrib-china.htm> 2006年12月21日閲覧。ヴェネズエラ提案〔政府間協力〕は右の第22条を参照。http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/a_ac265_2003_wp1.htm 2006年12月21日閲覧。
- (34) 作業部会草案全体に関しては長瀬〔2004〕参照。
- (35) 第4条〔一般的義務〕の論点は、国際協力自体ではなく、作業部会草案の脚注18と19が述べている社会権の漸進的实施義務と、脚注18が述べている救済であり、障害者の権利保障のためには、非常に重要な論点であるが、本稿の趣旨からは外れているため、詳述しない。
- (36) 第6回特別委員会後にまとめられた議長草案までは「すべての経済的および社会的な開発政策および開発計画の主流に障害にかかわる事項を据えること」という文言だったが、第7回特別委員会での議論を受けて、ワーキングテキスト(修正議長草案)からは「経済的および社会的開発」が削除され「すべての政策および計画」となり、「主流」に関する部分も「人権の保護および促進」におきかえられた。単に開発政策・計画だけでなく、すべての政策と計画での障害者の人権保護が強調されることとなった。そのため、かえて開発への焦点は失われてしまったが、ワーキングテキストからは、コンセンサスがないことを示す括弧つきながら、国際協力に関する第32条のテキストが入り、第1項(a)で、「国際開発計画を含む国際協力」と障害者への言及があるため、第4条〔一般的義務〕での開発の言及の重要度は下がったと考えられる。IDCやヨーロッパ障害フォーラム(EDF)はともに「開発」を削除する提案を行っていた(<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahcstata4sevscmts.htm#>)

- idc 2007年2月2日閲覧)。
- (37) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/wgcontrib-dpi.htm> 2006年1月31日閲覧。
- (38) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahcstata32tscompilation.htm> 2007年1月8日閲覧。
- (39) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahc3sumic.htm> 2006年2月14日閲覧。
- (40) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahc3sumic.htm> 2006年1月31日閲覧。
- (41) A/AC.265/2004/5(9 June 2004)。
- (42) 2004年10月発足当初のメンバーは日本身体障害者団体連合会, 日本盲人会連合, 全日本ろうあ連盟, 日本障害者協議会, DPI日本会議, 全日本手をつなぐ育成会, 全国精神障害者家族会連合会, 全国社会福祉協議会, 日本障害者リハビリテーション協会, 全国「精神病」者集団, 全国盲ろう者協会だった。その後, 2005年6月に全日本難聴者・中途失聴者団体連合会と全国脊髄損傷者連合会が加わった。筆者は, JDF発足以来, 全日本手をつなぐ育成会国際活動委員長として, JDFの条約推進に関する専門委員会副委員長を2007年4月まで務めた。
- (43) <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc7/iken08.html#j32>
<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahcstata32sevscomments.htm#jdf> とともに2007年1月8日閲覧。
- (44) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahc4da24bis.htm> 2006年1月31日閲覧。
- (45) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahcchairletter7oct.htm> 長瀬と川島による邦訳は<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc7/ri20060106.html>。
- (46) 第1部は第1条から第9条までの実体規定の一般的規定, 第2部は第10条から第30条までが実体規定の個別規定, 第3部は, 第31条から第39条までが実施措置であり, 第4部は第40条から第50条までの最終条項である。
- (47) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahc7ann2rep.htm> 2006年2月15日閲覧。
- (48) 長瀬と川島の試訳。
- (49) 「柱書」とは(a)などの小項目の前の部分を指す。たとえば, この部分でいえば, 以下のゴシックの部分「柱書」である。
1. 締約国は, この条約の目的および趣旨を実現するための国内的努力を支持するにあたっては国際協力およびその促進が重要であることを認め, また, これに関しては, 国家相互間においてならびに, 適切な場合には関連のある

国際的および地域の機構ならびに市民社会、特に障害のある人の団体と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。その措置には、特に次のことを含む。

(a) 国際開発計画を含む国際協力が障害のある人にとってインクルーシブで、かつ、アクセシブルなものであることを確保すること。

- 50) 第1回から第5回までの議長はエクアドルのルイス・ガレゴス・チリボガ、第6回以降はニュージーランドのドン・マッケイが務めた。マッケイは作業部会の議長役（コーディネーター）も務めた。
- 51) A/AC.265/2006/4.
- 52) この時点では、第12条〔法の前における平等の承認〕第2項の「法的能力」に関して、「アラビア語、中国語およびロシア語において『法的能力』という言葉は、『法的な行為能力』というよりもむしろ『法的な権利能力』を意味する」という脚注がつき、障害者の法的能力に制限が加えられる内容となってしまうていた。起草グループの作業を経た12月5日の再開第8回特別委員会が採択した、条約案を含む特別委員会の最終的報告書（<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahcfinalrepe.htm> 2007年2月2日閲覧）では、この脚注は削除された。
- 53) 国連の初代人道問題担当事務次長、スウェーデンの外務次官・駐米大使等を経て、国連総会議長を務めたヤン・エリアソン（2006年12月からはスーダン・ダルフル危機に関する国連特使）はその発言のなかで、故オロフ・バルメ首相に自分が仕えたことに言及し、バルメの「社会の質は、とどのつまり、最も脆弱な市民をその社会がどう扱っているかによって計られる」という言葉を引用した。バルメについては注（4）も参照。
- 54) 起草グループは、第12条の脚注を削除するように提案した。
- 55) http://v1.dpi.org/lang-en/resources/topics_detail?page=684 2006年12月24日閲覧。
- 56) 採択の様子は右を参照、長瀬〔2006a〕。全50条の構成は資料5を参照。
- 57) 国際協力を含む当該条文は次のとおり。
- 第37条〔締約国と委員会との協力〕
- 2．委員会は、締約国との関係において、この条約の実施（国際協力を通じたものを含む）のために、国内能力を向上する方法および手段を正当に考慮する。
- 第38条〔委員会とほかの機関との関係〕
- この条約の効果的な実施を促進しおよびこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、
- 1．専門機関およびほかの国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適切と認める場合には、専門機関およびほかの権限のある

機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関およびほかの国際連合の機関に対し、それらの任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう招請することができる。

2. 委員会は、その任務を解く場合には、これらの機関それぞれの報告指針、提案および一般的な性格を有する勧告の整合性を確保するためならびにこれらの機関の任務の遂行における繰り返しおよび重複を避けるため、適切な場合には、国際人権条約が設けたほかの関係機関と協議する。

- (58) 本稿では検討ができなかったが、第28条〔十分な生活水準および社会保護〕も途上国の障害者の貧困には密接に関連している。第28条第1項は「締約国は、自己およびその家族の十分な生活水準（十分な食料、衣類および住居を含む）についてのならびに生活条件の不断の改善についての障害のある人の権利を認め、また、この権利を障害にもとづく差別なしに実現することを保障しおよび促進するための適切な行動をとる」とし、第2項柱書およびその（b）は以下のように述べている。「締約国は、社会保護についての障害のある人の権利およびこの権利を障害にもとづく差別なしに享有することについての障害のある人の権利を認め、また、その権利の実現を保障しおよび促進するための適切な行動をとる。これには次の措置を含む。（b）社会保護計画および貧困削減戦略への障害のある人、特に障害のある女性および少女ならびに障害のある高齢者のアクセスを確保するための措置」。
- (59) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/convstatementgov.htm> 2006年12月24日閲覧。
- (60) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/convstatementgov.htm#idc> 2006年12月24日閲覧。
- (61) 子どもの権利条約では、前文と実施義務に関する第4条以外では、マス・メディアへのアクセスに関する第17条、障害児の権利に関する第23条、健康・医療への権利に関する第24条、教育への権利に関する第28条、同条約の機能に関する第45条に、国際協力への言及がある。
- (62) 国際育成会連盟独自のミレニアム開発目標（http://www.inclusion-international.org/en/ii_priority_areas/mdg/index.html 2007年1月8日閲覧）。また、国際育成会連盟は2006年11月にメキシコで開催した世界会議に向けて、世界の各地域での知的障害と貧困に関する研究レポートを公表した（http://www.inclusion-international.org/en/ii_priority_areas/pr/index.html 2007年1月8日閲覧）。
- (63) 平成17年度NGO研究会（障害分野）編〔2006〕を参照。2002年8月から開始された日本とタイの技術協力プロジェクトであるアジア太平洋障害者セン

ター（APCD）は、域内でのバリアフリー社会の実現と障害者のエンパワメントを目指すJICA事業である。びわこミレニアムフレームワーク（BMF）にも記述があり、人間の安全保障プロジェクトとして注目されている。高い評価をもとに、2007年8月からの第2フェーズの協力実施も検討されている（<http://www.apcdproject.org/> 2007年4月30日閲覧。<http://www.jica.go.jp/jicapark/frontier/0505/06.html> 2007年4月30日閲覧）。

(64) <http://www.un.org/esa/socdev/enable/convstatementgov.htm#jp> 2007年1月8日閲覧。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 阿部浩己・今井直・藤本俊明 [2002] 『国際人権法』 日本評論社。
- 石川准・長瀬修編 [1999] 『障害学への招待』 明石書店。
- 石塚迅 [2007] 「中国からみた国際秩序と正義」(『思想』 993号 2007年第1号 pp.142-160)。
- 川島聡 [2002] 「障害者の権利条約に関する第1回特別委員会」(『障害者差別禁止法』作業チーム編『当事者がつくる障害者差別禁止法』現代書館 pp.202-206)。
- [2004] 「第2回特別委員会までの到達点」(長瀬修・川島聡編『障害者の権利条約』明石書店 pp.9-38)。
- [2005] 『障害者の国際人権保障 その歴史と課題』新潟大学大学院現代社会文化研究科博士論文。
- 国連開発計画 [2005] 『人間開発報告書2005』。
- 長瀬修 [1997] 「アジア太平洋障害者の十年 その背景と意義」(『ワールド・トレンド』アジア経済研究所 1997年6月号 pp.7-9)。
- [1999a] 「障害分野の国際人権法」(『法学セミナー』 No.530 1999年2月号 pp.42-43)。
- [1999b] 「障害学に向けて」(石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店 pp.11-39)。
- [2000] 「障害学・ディスアビリティスタディーズへの導入」(倉本智明・長瀬修編著『障害学を語る』 pp.10-279)。
- [2004] 「作業部会と条約草案」(長瀬修・川島編著『障害者の権利条約』明石書店 pp.39-58)。
- [2005] 「障害者の権利条約策定過程とNGOを通じた障害者の参画：障害学（ディスアビリティスタディーズ）的観点から」(『国際人権』 16号 2005年10月30日 pp.8-17)。

[2006a] 「国連総会が障害者の権利条約と選択議定書を採択」(『われら自身の声』(22/3) 2006年11月29日 pp.46-47)。

[2006b] 「アフリカ障害者の10年の課題と展望」(『ワールド・トレンド』2006年12月号 pp.32-33)。

長瀬修・川島聡(訳)[2004] 「特別委員会において検討されるべきである国際協力の論点に関する討議要約」(『障害者の権利条約』明石書店 pp.93-95)。
人間の安全保障委員会 [2003] 『安全保障の今日的課題』朝日新聞社。

野上裕生 [2006] 「ミレニアム開発目標と障害」(『ワールドトレンド』2006年12月号 pp.12-15)。

藤井克徳 [2002] 「ビクター・ウーゴ・フローレス氏に聞く」(『ノーマライゼーション』2002年12月号 pp.17-19)。

古田元夫 [1998] 「開発援助と民主主義」(川田順造ほか編『岩波講座開発と文化6：開発と政治』岩波書店 pp.153-169)。

平成17年度NGO研究会(障害分野)編 [2006] 『人間の安全保障を踏まえた障害分野の取り組み 国際協力の現状と課題』国際開発高等教育機構。

山崎公士 [1998] 「国連における「発展の権利」の検討」(アジア・太平洋人権情報センター編『アジアの社会発展と人権』現代人文社 pp.46-59)。

山下泰子 [2005] 「座長コメント」(『国際人権』第16号 2005年10月30日 pp.55-57)。

U. N. A/AC.265/WP (川島聡訳)[2003] 「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約(メキシコ政府のワーキング・ペーパー)下」(『リハビリテーション研究』No.115 pp.34-35)。

< 外国語文献 >

Oliver, Michael [1990] *The Politics of Disablement*, Houndmills: The MacMillan Press Ltd. (三島亜紀子訳『障害の政治』明石書店 2006年)。

Robinson, Mary [2006] *A Voice for Human Rights*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.

Sachs, Jeffrey D. [2005] *The End of Poverty*, New York: Penguin Press (鈴木主税・野中邦子訳『貧困の終焉』早川書房 2006年)。

Sen, Amartya [1999] *Development as Freedom*, New York: Anchor Books (石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社 2000年)。

Stone, Emma, ed. [1999] *Disability and Development*, Leeds: The Disability Press.

Wolfensohn, James D. [2005a] “Greater Equity for Disabled People,” *Development Outreach*, Vol.7, No.3, July 2005, pp.2-3.

[2005b] “Helping Disabled People Out of Shadows” *Voice for the World’s Poor*, Washington, D.C.: The World Bank, pp.518-520.

資料1

障害者の機会均等化に関する基準規則（国連総会決議48/96，1993年12月20日）

規則21．技術・経済協力

先進国，途上国，ともに政府は途上国の障害をもつ人の生活状況を改善するために協力し，その方策を講じる責任をもつ。

- 1．障害をもつ難民を含め，障害をもつ人の機会均等化を達成するための方策は全般的開発計画に含まれるべきである。
- 2．このような方策は2国間，多国間，政府，非政府を問わず，すべての形態の技術・経済協力に含まれるべきである。政府は相手国との協力に関する協議の場で障害問題を取り上げるべきである。
- 3．技術・経済協力計画を立案，再評価する際には，その計画が障害をもつ人の状況にどのような影響を与えるのかという点に特別の関心が払われるべきである。障害をもつ人を対象として計画されるすべての開発プロジェクトに関して，障害をもつ人とその組織が意見を求められるのは非常に重要である。障害をもつ人とその組織はそのようなプロジェクトの開発，実施，評価に直接，参加すべきである。
- 4．経済・技術協力の重点分野には以下が含まれる。
 - (a) 障害をもつ人の技能・能力・潜在能力の開発による人材開発と，障害をもつ人自身による，もしくは障害をもつ人のための，就労創出活動の開始
 - (b) 障害に関連する技術とノウハウの開発と普及
- 5．政府は障害をもつ人の組織の結成と強化を支援するよう奨励される。
- 6．政府は経済・技術協力計画の実務に当たるすべてのレベルの職員の障害問題の知識を向上させる措置をとるべきである。

規則22．国際協力

政府は障害をもつ人の機会均等化政策に関する国際協力に積極的に参加する。

- 1．国際連合・その専門機関・ほかの政府間機関内で政府は障害政策の開発に参加すべきである。
- 2．適切である場合には常に，政府は障害に関する側面を基準，情報交換，開発計画等に関する全般的な交渉に導入すべきである。
- 3．政府が知識と経験の交換を奨励し，支援すべき対象は以下のとおりである。
 - (a) 障害問題に関する非政府組織
 - (b) 障害問題に関する研究機関・個人の研究者
 - (c) 障害分野の現場での計画の代表と専門職者集団
 - (d) 障害をもつ人の組織
 - (e) 国内調整委員会

4. 政府は国際連合，その専門機関，政府間機関，議会間機関が，世界・地域レベルで，その業務に世界・地域の障害をもつ人の組織を含むことを保障すべきである。
(長瀬修訳)

資料2 作業部会草案(A/AC.265/2004/WG.1, 27 January 2004 Annex I)の構成

前文

第1条〔目的〕

第2条〔一般的原则〕

第3条〔定義〕

第4条〔一般的義務〕

第5条〔障害のある人に対する肯定的態度の促進〕

第6条〔統計およびデータ収集〕

第7条〔平等および非差別〕

第8条〔生命に対する権利〕

第9条〔法律の前における人としての平等の承認〕

第10条〔身体的自由および安全〕

第11条〔拷問または残虐な，非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくはは
刑罰からの自由〕

第12条〔暴力および虐待からの自由〕

第13条〔表現および意見の自由，情報へのアクセス〕

第14条〔プライバシー，家庭および家族の尊重〕

第15条〔地域社会における自立した生活およびインクルージョン〕

第16条〔障害のある子ども〕

第17条〔教育〕

第18条〔政治的および公的活動への参加〕

第19条〔アクセシビリティ（利用可能性）〕

第20条〔人のモビリティ〕

第21条〔健康およびリハビリテーションに対する権利〕

第22条〔労働の権利〕

第23条〔社会保障および十分な生活水準〕

第24条〔文化的な活動，レクリエーション，余暇およびスポーツへの参加〕

第25条〔監視（モニタリング）〕

資料3 特別委員会において検討されるべきである国際協力の論点に関する討議

要約

作業部会報告・付属書II (A/AC.265/2004/WG.1, 27 January 2004 Annex II)

1. 作業部会は、障害のある人に関する国際条約の観点から国際協力の役割に関する討議を開催した。
2. この条約の実施は主として国内の責任であることが認められた。この条約の規定の国内的遵守は国際開発援助を受けることを条件とすべきでないことに合意があった。
3. この点に関して、作業部会の数名の構成員は、国際協力がこの条約の目標および趣旨を実現するための国内的努力を支援し、その実施を助長するためのひとつの重要な手段と考えられるべきであるとの見解を表明した。この文脈において、国家間の国際協力、国際連帯および国際パートナーシップの精神がこの条約に反映されるべきである。
4. 作業部会の数名の構成員は、国際協力が、経済的資源ないし経済的援助の移転として解釈されるべきではなく、情報と最良の実行の交換、科学的な調査研究、訓練、意識向上、障害者団体間の協力、技術開発、能力構築等の要素を含むように広範な意味で分析されるべきであると考えた。また、国際協力は、専門機関および金融機関をはじめとして、2国間、地域間およびほかの多国間の場において実施されるべきであるとされた。
5. 作業部会の構成員のなかには、自らは国際協力を積極的に携わってはいるが、法的拘束力のある文書の文脈において、国際協力または開発援助に関する国際的義務を創出することに特に懸念を表明した者もいる。ほかの構成員のなかには、この論点が国際協力に関するいかなる現行の型をも超える義務を課すものとして解されるべきではないと考えた者もいる。
6. 作業部会の構成員のなかには、障害のある人に対する差別を撤廃することに資するために、障害の側面を国際協力の活動および合意の主流に組み入れるという新世紀の課題を認めた者もいる。この点に関して、一部の代表は、主たる責任が被供与国にあることを認めると同時に、開発援助が分配される方法を決定する責任を供与国と被供与国の双方が共有するという見解を表明した。ほかの構成員のなかには、この言明について合意しなかった者もいる。
7. 今後行われる交渉では、国際条約の内容について合意された規定にしたがって、特別委員会は、その作業への貢献として提示された種々の見解や具体的な提案文書を考慮して、国際協力の論点を検討することを望むかもしれない。
8. 特別委員会は、次のようなほかの国際文書および国際条約における国際協力に関する既存の傾向を考慮することを望むかもしれない。

- (a) 経済的，社会的および文化的権利に関する国際規約（第2条（3）, 第22条, 第23条）
 - (b) 子どもの権利に関する条約（前文, 第4条）
 - (c) 障害のある人の機会均等化に関する基準規則（第22規則）
 - (d) 経済的，社会的および文化的権利に関する委員会の一般的意思第5号
 - (e) 特に，環境諸条約，腐敗防止条約，オタワ地雷禁止条約
9. 国際協力の配置については，次の選択肢が検討された。

前文

一般的原则

一般的義務

個別条文

個別条文（一般的義務，前文，一般的原则のいずれかの規定）

10. この論点がこの条約の目的のなかに含まれ得ると提案した作業部会の構成員もいれば，否定した構成員もいた。
11. 一部の構成員のなかには，この論点はこの条約において取り扱われるべきでなく，あるいは含まれるべきでないとした。ひとりの構成員は，国際協力の事項が国連総会で検討されるべきであるとの見解を表明した。
12. 作業部会は，上述した見解に関する誤解を避けるように，また，この条約の文脈における国際協力の範囲を明確化するように，国際協力に関するいかなる語句も慎重なものであり，かつ，均衡のとれたものにすべきであることに合意した。

（出所）長瀬[2004]

資料4 第3回特別委員会 メキシコ提案 第24条bis 「国際協力」

（<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahcstata32tscompilation.htm>）

締約国は，連帯の精神において，この条約の実施のための不可欠な要素として国際協力に従事するものとする。締約国は，政府のあらゆる段階において，国際機関，地域機関，専門機構，障害のある人の団体，非政府団体，国内人権機関その他の国内機関，民間部門，金融機構およびほかの関係主体との知識および経験の交換ならびに国際協力を奨励しおよび支援しなければならない。

1. 国家間の国際協力は次のことを含む（ただし，次のことに限定されない）。
- (a) 障害のある人の権利および固定観念との闘いに関する意識を高めることを目的とする国際計画，地域計画および関連活動に貢献すること。
 - (b) この条約を実施するための措置，法令，国内政策および計画に関する最良の実行についての情報を共有すること。
 - (c) 国際協力にかかわる既存のおよび将来の活動，協定および計画が障害のあ

る人およびそのニーズにとってインクルーシブであることを確保すること。

- (d) 情報交換, 技術支援, コミュニケーションおよび支援装置または支援設備に関する計画を奨励すること。
 - (e) この条約を効果的に実施するための国家の能力を学際的アプローチにより高めることを目的とする措置(財政支援および技術支援を含む)をとること。
2. 国際機構および地域機構に関する国際協力は次のことを含むものとする。
- (a) 国際連合およびその専門機関は, その作業に障害の視点を効果的に統合することを確保し, 障害のある人のすべての人権および尊厳の完全かつ平等な享有に関する計画および活動の影響を定期的に評価し, かつ, 必要な場合にはその計画および行動を調整するための行動をとるものとする。
 - (b) アドバイザリーサービスおよび技術協力を増すこと。
 - (c) 障害のある人のすべての人権および尊厳の完全かつ平等な享有に関する事項および問題に関する研究のための会合, コース, セミナー, ワークショップおよびほかの関連活動を促進すること。
 - (d) 国際的および地域的な金融機関および開発機関に対し, その作業に障害の視点を同様に採り入れるようならびにその政策および計画を評価しかつ定期的に調整するよう要請する。
 - (e) 障害のある人のすべての人権および尊厳の完全かつ平等な享有を促進するための二国間, 地域的および国際的な金融取極を推進すること。
3. 市民社会および民間部門に関する国際協力は次のことを含むものとする。
- (a) 地域内および地域間において, 特に会合, コース, セミナー, ワークショップおよびほかの関連活動を通じて, 非政府団体および障害のある人の団体との間における知識および経験の共有を促進すること。
 - (b) 障害のある人の権利および固定観念との闘いに関する公衆意識の向上に貢献すること。
 - (c) たとえば訓練協力および技術協力等を通じて, 締約国ならびに関係国際機構および関係地域機構と一層効果的かつ建設的に連携するための, 市民社会の能力構築を支援すること。
 - (d) 生産的生活への障害のある人の早期参加を確保することに貢献するための, 民間部門および市民社会との共同事業を開発すること。
 - (e) 変革のための主要主体としての民間部門の顕著な潜在力を活用するための措置(奨励措置を含む)をとること。

(川島聡訳)

資料5 障害者の権利条約の構成（国連総会決議61/106，2006年12月13日）

前文

第1条〔目的〕

第2条〔定義〕

第3条〔一般的原則〕

第4条〔一般的義務〕

第5条〔平等および非差別〕

第6条〔障害のある女性〕

第7条〔障害のある子ども〕

第8条〔意識向上〕

第9条〔アクセシビリティ〕

第10条〔生命に対する権利〕

第11条〔危険のある状況〕

第12条〔法律の前における人としての平等の承認〕

第13条〔司法へのアクセス〕

第14条〔身体的自由および安全〕

第15条〔拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは
刑罰からの自由〕

第16条〔搾取、暴力および虐待からの自由〕

第17条〔身体のインテグリティの保護〕

第18条〔移動の自由〕

第19条〔地域社会における自立した生活およびインクルージョン〕

第20条〔人のモビリティ〕

第21条〔表現および意見の自由と、情報へのアクセス〕

第22条〔プライバシーの尊重〕

第23条〔家庭および家族の尊重〕

第24条〔教育〕

第25条〔健康〕

第26条〔ハビリテーションおよびリハビリテーション〕

第27条〔労働および雇用〕

第28条〔十分な生活水準および社会保護〕

第29条〔政治的および公的活動への参加〕

第30条〔文化的な活動、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加〕

第31条〔統計およびデータ収集〕

第32条〔国際協力〕

第33条〔国内実施および国内モニタリング〕

- 第34条〔障害のある人の権利に関する委員会〕
- 第35条〔締約国の報告〕
- 第36条〔報告の検討〕
- 第37条〔締約国と委員会との協力〕
- 第38条〔委員会と他の機関との関係〕
- 第39条〔委員会の報告〕
- 第40条〔締約国の会議〕
- 第41条〔寄託者〕
- 第42条〔署名〕
- 第43条〔締結〕
- 第44条〔地域的な統合のための機関〕
- 第45条〔効力発生〕
- 第46条〔留保〕
- 第47条〔改正〕
- 第48条〔廃棄〕
- 第49条〔アクセシブルな形式〕
- 第50条〔正文〕

資料6 障害者の権利条約の選択的議定書の構成（国連総会決議61/106，2006年12月13日）

- 第1条〔個人通報に対する委員会の権限〕
- 第2条〔通報を受理できない場合〕
- 第3条〔関係国への照会〕
- 第4条〔暫定措置〕
- 第5条〔通報の検討〕
- 第6条〔情報に対する委員会の調査〕
- 第7条〔調査に応じてとった措置〕
- 第8条〔第6条および第7条に対する適用除外宣言〕
- 第9条〔寄託者〕
- 第10条〔署名〕
- 第11条〔締結〕
- 第12条〔地域的な統合のための機関〕
- 第13条〔効力発生〕
- 第14条〔留保〕
- 第15条〔改正〕

第16条〔廃棄〕

第17条〔アクセシブルな形式〕

第18条〔正文〕

〔注記〕 本稿で引用している条約文の翻訳はほかに注記がない限り、川島聡（東京大学大学院経済学研究科リサーチフェロー）と長瀬の仮訳である点に留意いただきたい。